

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成17年3月30日

各 位

3月社長記者会見

1. 中期経営計画（2005年度～2007年度）について <資料1 参照>
2. 上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しに伴う「株券上場審査基準」等の一部改正について <資料2 参照>
3. 信託金の見直しに伴う「取引参加者規程」の一部改正について
<資料3 参照>

以 上

中期経営計画（2005 年度～2007 年度）

2005 年 3 月 30 日

株式会社名古屋証券取引所

わが国の証券市場は、流通市場においては東京証券取引所への一極集中に歯止めがかからず、また、発行市場においても東京一極集中の流れは顕著で、とくに新興企業市場については、東証マザーズおよびジャスダックが中心となっている。

また、2004 年 12 月にはジャスダックが店頭売買有価証券市場から取引所有価証券市場へ転換しており、名古屋証券取引所（以下「名証」という。）を取り巻く競争環境は厳しさを増している。

こうした状況のもと、名証では、新興企業向け市場であるセントレックスについて、2003 年 4 月に上場基準を改正し、上場のファーストステージとしての位置づけを明確にするなど、上場制度の整備を図った。

また、有価証券の引受業務を主たる業務とする証券会社が増加していることを踏まえ、当該取引参加者が新規上場の際に主幹事を務めた上場会社が発行する有価証券のみを売買することができる IPO 取引参加者制度を 2003 年 12 月に創設した。

その結果、2004 年 2 月以降、2005 年 3 月までにおけるセントレックスへの新規上場は 6 社を数え、流通市場においても十分な流動性を確保するなど、名証が有価証券市場としての機能・役割を十分に果たし得ることを証明することができた。加えて、全上場会社が中部地区外の会社であることにより、上場のファーストステージとして全国を対象としたマーケットを目指すという目標を達成するなど、一連の改革が奏功し、セントレックスの活性化が名証の認知度向上にも貢献した。

一方、使い勝手のよい自己株式の立会外買付制度を中心とした名証市場の利用促進、IR エキスポおよび IR 懇談会を中心とした情報発信のサポート業務に引き続き取り組み、上場会社への上場メリット向上を図っている。

しかしながら、名証における売買高・売買代金の全国シェア低下と、それを要因とした上場廃止申請の動きは今後も予断を許さず、加えて上場会社および取引参加者の合併等による上場廃止や取引資格喪失などの減収要因が数多く存在している。また、自主規制機関としての機能の維持・向上や取引所有価証券市場としてのシステム・インフラの維持・整備などを考えれば、経費削減には自ずと限界があることから、それらを踏まえた経営戦略の構築が急務となっている。

したがって、2005 年度から 2007 年度までの 3 か年を将来にわたる名証の経営基盤確立のための重要な期間と位置づけ、ここに中期経営計画を策定する。

1. 経営の基本方針

- (1) 名証は、中部地区の証券取引所として軸足を中部に置きながらも、全国区のマーケットとしての地位を確固たるものにしていくことを目指す。
- (2) 名証は、収入の拡大に積極的に取り組むとともに、低コスト体質を維持することで、収益基盤を確立することを目指す。また、相当の利益を確保することができる事業年度においては、財務（内部留保）の状況を勘案しつつ株主配当の実施を目指す。
- (3) 名証の役職員は、効率性の高い組織運営と業務遂行を常に意識し、投資家、上場会社、証券会社等、市場参加者の視点に立った施策の実施およびサービスの提供に努める。
- (4) 名証は、自主規制機能の維持・向上を図るとともに、可能な限りリスク管理体制の確立に努めることで、マーケットの信頼性向上を図る。
- (5) 名証は、証券業界の一員として、わが国における証券市場の利用促進を図る観点から、投資家層の拡大に向けた取り組みを関連機関・団体と協力して実施する。

2. 経営財務目標

	2004年度見込み	2005年度	2006年度	2007年度
営業収益	1,306百万円	1,179百万円	1,130百万円	1,150百万円
営業費用	1,171百万円	1,099百万円	1,040百万円	1,060百万円
営業利益	134百万円	79百万円	90百万円	90百万円

3. 事業戦略

(1) セントレックスを中心とした上場促進

上場促進においては、新興企業向け市場であるセントレックスを中心に取り組む。セントレックスは、上場のファーストステージという位置づけであり、企業の成長過程における資金需要のタイミングを逃すことなく上場が可能なマーケットであるという特長の浸透に努めるなど、中部地区はもとより、全国の成長企業を対象に上場促進活動を引き続き実施する。

【新規上場会社数目標値】

	2004年実績	2005年	2006年	2007年
新規上場会社数（1-12月）	13社	15社	15社	15社

(2) 市場規模の維持

名証においては、近年、上場会社数が減少傾向にあり、このままでは市場規模の縮小がもたらすマイナスイメージの増大が、売買高・売買代金のさらなる減少を招くとともに、新規上場の促進にも影響を及ぼすことが懸念される。

したがって、上場廃止申請を最小限に止めるためにも、上場会社のIR活動や中部地区における広報活動のサポートを通して、名証上場のメリットを向上させるよう努める。

(3) 取引参加者の拡大

名証の発行市場および流通市場の活性化を図るためには、発行市場と未上場会社あるいは流通市場と投資家との橋渡しを行う証券会社が、数多く名証市場に参加することが必要である。

一方、証券業界においては、証券会社間の合併や経営統合など、今後も業界の再編が予測され、それに伴う取引参加者数の減少が想定されるが、新規取引参加者の獲得による取引参加者数の維持に努める。

【取引参加者数目標値】

	2004年度末実績	2005年度末	2006年度末	2007年度末
取引参加者数	41社	42社	42社	43社

※取引参加者数は、総合取引参加者およびIPO取引参加者の合計。

(4) 中国等外国企業の上場促進

2005年5月を目途に、名証市場へ外国企業が上場することができるよう上場制度を整備する。近年、わが国の投資家等の中国企業に対する関心が高いことから、社内体制を整備し、中国企業の株式公開業務を手がける取引参加者や監査法人等との連携を深めるとともに、中国の成長企業に対するセントレックスのPRを積極的に実施することで、2007年度中に外国企業の第1号として中国企業をセントレックスへ上場させることを目指す。

(5) システムの将来像

名証の業務系システムのうち、システム規模が大きい売買システム、相場報道システムおよび清算システムについては、2005年8月にリース契約期間が終了するが、その後は引き続き再リースを行うこととする。

(6) 効率のよい組織の構築

名証の社員数は、40名を割ることから、社員のレベルアップを図るとともに、一層の業務効率化を推進する。

人員体制については、2005年中に決定するシステムに関する方針など、今後の事業展開を踏まえ、名証の円滑な業務遂行のための適正人員を想定するとともに、不足が生じる場合は、人件費を考慮し、新規採用も視野に入れつつ採用計画を策定する。

【社員数の見通し】

	2004年度末実績	2005年度末	2006年度末	2007年度末
社員数	39名	37名	36名	35名

(7) 市場の公正性・信頼性の確保

名証の自主規制業務（売買審査および考査）について、機能の維持・向上を図るとともに、関係機関との連携を強化することで、名証市場の公正性・信頼性を確保する。

また、さまざまなリスクを可能な限り未然に防止するとともに、リスク発生時においては適切な対応をとることができるよう、リスク管理の運用体制について、一層の整備を図る。

(8) 個人投資家の拡大

「貯蓄から投資へ」の流れをつくり、わが国証券市場へ新たな投資家の参加を促すため、関連団体等と連携を図りながら、個人投資家の育成・教育活動を行う。

具体的には、名証テクニカル・インベストメント・プランナー講座を通じ、個人投資家等へのテクニカル分析に関する教育を実施するとともに、IR関連イベントにおける講演・セミナーや証券関連団体・証券会社等と協力したセミナーを開催していく。

以上

上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しに伴う 株券上場審査基準等の一部改正について

平成17年 3 月 30 日

株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

本年 4 月 1 日に施行される証券取引法の改正により課徴金制度が導入され、重要な事項に虚偽の記載がある有価証券届出書等を用いて募集・売出しを行った場合には、内閣総理大臣等による課徴金納付命令の対象とされることを踏まえ、新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が課徴金納付命令を受けた場合を上場制度上の「虚偽記載」の定義に追加するなど、株券上場審査基準等の一部改正を行う。

2. 改正概要

証券取引法の改正（課徴金制度の導入）に伴う改正

有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類又は目論見書について内閣総理大臣等から課徴金納付命令（証券取引法第172条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に係る命令）を受けた場合には、上場制度上の「虚偽記載」に該当するものとする。

（備 考）

・株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 8 号 a、同取扱い 2 (8) a

3. 施行日

平成17年 4 月 1 日から施行する。

以 上

信認金の見直しに伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

平成17年3月30日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

取引参加者の事務負担の軽減化を図るなどの観点から、取引参加者が当取引所に預託する信認金の額を見直すことに伴い、「取引参加者規程」等について、所要の改正を行う。

II. 改正概要

(備考)

- | | |
|--|----------------------------|
| (1) 取引参加者が当取引所に預託する信認金の額を、営業所の数にかかわらず、一律に150万円とする。 | ・取引参加者規程第13条 |
| (2) 取引参加者が、本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更をする場合について、事前の届出事項から事後の報告事項に変更する。 | ・取引参加者規程第21条、取引参加者施行規則第14条 |

III. 施行日

平成17年4月1日から施行する。

以上